

素形材産業取引適正化委員会 事務局説明資料（改訂のポイント）

2025年10月

製造産業局 素形材産業室

1. 本委員会の目的と素形材産業取引ガイドラインの改訂背景

2. 改訂の全体像

3. 主要改訂ポイント

4. 今後のスケジュール

本委員会の目的と素形材産業取引ガイドライン改訂背景

- 本委員会の目的

- ① 素形材企業及び取引先企業の競争力の強化

- ② 「素形材産業取引ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の改訂を含め、適正な取引のあり方の検討

- 今般の取適法（中小受託取引適正化法）等の改正に伴い、法律名、用語、規制内容の追加等、改正内容が多岐にわたることから、ガイドラインにおいても所要の改訂を行う。
- また、中小企業庁からの要請文にあるとおり、取適法の施行を見据え、各業界の自主行動計画や業界の取引適正化ガイドラインの見直しが必要。

- [素形材産業取引ガイドライン\(令和6年6月最終改訂\)](#)

- [素形材産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画\(令和6年5月31日最終改訂\)](#)

経済産業省

公 印 省 略
20250807中第1号
令和7年9月4日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業大臣 武藤 容治

価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について（要請）

平素より、経済産業行政の推進に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

「賃上げこそが成長戦略の要」との考え方に立ち、賃上げの流れを中小企業等で働く方々まで、そして、取引の上流から下流まで広く行き渡らせるために、賃上げ原資確保の重要な要素である価格転嫁・取引適正化を進めることが重要です。また、サプライチェーンの隅々まで価格転嫁を浸透させることは、サプライチェーン全体で利益を共有し、賃上げ・投資を促し、取引先により支えられている発注者自身の製品・サービスの競争力強化にも繋がるものです。

また、令和7年1月に開催された「価格転嫁、賃上げ等のチャレンジを進める中小企業を応援する車座」では、石破総理より、中小企業が価格転嫁できるような仕組み、あるいは、価格転嫁を阻害する商慣習の一掃に向けた各種の取組を、政府が各業界・企業と連携して進めるよう、指示がありました。

こうした点を踏まえ、貴団体におかれては、本要請文を会員企業の皆様に周知いただくとともに、特に下記の点について依頼いただきますよう、お願い申し上げます。

また、各団体から周知・依頼を受けた個々の企業におかれては、経営者・代表者、調達担当の幹部の方から、現場の調達担当の方々まで、本要請文の趣旨を周知・徹底いただくよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

1. 下請法・下請振興法の改正内容に関する加盟企業への周知

令和7年5月16日に「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が成立し、5月23日に公布されました。今後、下請法は中小受託取引適正化法（取適法）、下請振興法は受託中小企業振興法（振興法）が通称となります。両法は、令和8年1月1日に施行されるため、改正内容について早期に理解を深めていただくことが重要です。つきましては、（別紙）「下請法・下請振興法改正法について」に関して、加盟企業への周知をお願いいたします。今後、事業所管省庁や都道府県ごとの説明会も開催していく予定ですので御参加いただければ幸いです。

（中小受託取引適正化法のポイント）

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定の禁止
- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止

- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加
- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、適用基準を追加
- 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与

（受託中小企業振興法のポイント）

- 対象取引に、運送委託を追加
- 資本金基準に加え、従業員数基準を適用基準に追加
- 多段階の事業者の共同での振興事業計画作成が可能に
- 国及び地方公共団体の責務規定の追加
- 主務大臣に、より具体的措置をとるべきことを「勧奨」する権限を付与

2. 自主行動計画や取引適正化ガイドラインの改正、商慣習の見直し、パートナーシップ構築宣言

「取引適正化」及び「付加価値向上」に向けた自主行動計画を策定した業界及び既に取引適正化ガイドラインを策定している業界におかれましては、今般の法改正も踏まえ、必要に応じて事業所管省庁とも相談しながら、その内容の見直し及び見直しへの協力をお願いいたします。また、重ねてのお願いにはなりますが、価格転嫁を阻害する商慣習の一掃及び「パートナーシップ構築宣言」の推進などに向けて、引き続き、自主行動計画に基づく取組の充実や改善をお願いいたします。なお、未策定の業界におかれては、自主行動計画の策定について検討を行ってください。

（参考）

- ・下請適正取引等推進のためのガイドライン策定業種（21種類）（令和7年6月時点）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/katsuryoku_koijo/katsuryoku_koijo_wg/dai8/siryou6.pdf
- ・取引適正化に向けた自主行動計画策定団体（30業種80団体）（令和7年6月時点）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/katsuryoku_koijo/katsuryoku_koijo_wg/dai8/siryou7.pdf

3. 警備、ビルメンテナンス、広告等の間接的な経費に関する価格交渉対象化の検討

企業への調査・ヒアリングを通じ、「近年の物価上昇を受けて、警備、ビルメンテナンス、広告等の間接的な経費が上昇しているが、価格交渉において価格転嫁が認めてもらえない。」との声が多く寄せられています。

すでに、エネルギー価格や労務費の転嫁については、重ねてのお願いを申し上げているところですが、それ以外にも、こうした間接的な経費につきましても、取引実態等に照らし、傘下企業において価格転嫁・交渉の対象とするかの検討をお願いいたします。

以上

1. 本委員会の目的と素形材産業取引ガイドラインの改訂背景

2. 改訂の全体像

3. 主要改訂ポイント

4. 今後のスケジュール

改訂の全体像

- ガイドラインを策定した2007年（平成19年）から、約20年が経過しているため、各項目の記載をすべて見直す。
- 特に、①現在の時勢にそぐわない事例、②改善が行われた商慣行については削除。
- ③口語的な表現が非常に多いことから、文語的な表現に修正。

その他、読みにくい表現や文言を統一する修正、重複した掲載を削除する等所要の改訂を実施。

- 第2章の16の取引事例ごとの構成を（1）関連法規等※取引事例に係る主な意見を含む（2）目指すべき取引方法、（3）実務上の優良事例とする。（次項参照）
- 取適法の改正を受け、法律名称・用語の修正が必要であるため、ガイドラインのすべての章・ページにおいて修正が必要。また、上記の文言修正等のため、修正箇所が膨大であることから、新旧対象表の作成は省略としたい。

改訂の全体像：第2章の構成変更

第2章のタイトル、構成について

旧

(1) 事業者からの指摘事例

(2) 関連法規等に関する留意点

(3) 目指すべき取引方法

(4) 具体的なベストプラクティス

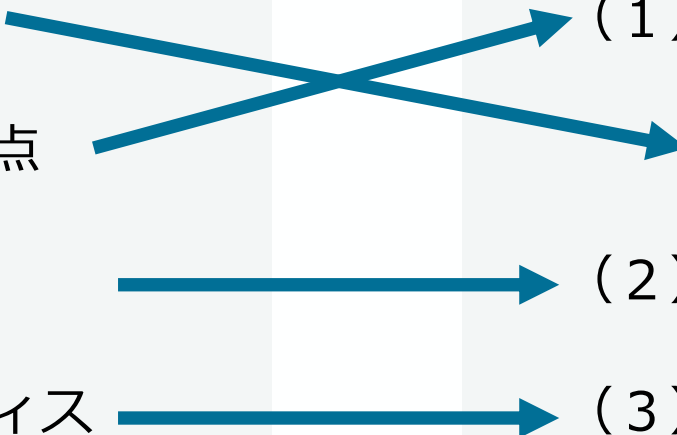
新

(1) 関連法規等

※取引事例を含む

(2) 目指すべき取引方法

(3) 実務上の優良事例



改訂の全体像：取適法の主な改正内容

- 取適法の改正内容の反映

取適法の主な改正内容

1. 従業員数基準の追加（第2条8項第5号 等）
2. 書面の交付義務の改正（第4条）
3. 協議を適切に行わない一方的な対価の決定の禁止の追加（第5条第2項第4号）
4. 手形払の利用の禁止等（第5条第1項第2号）
5. 特定運送委託類型の追加
6. 「製造委託」の対象物品の追加（第2条第1項）

改訂の全体像：法改正に伴う用語の変更

- 法律名称・用語の改訂

【変更前】	【変更後】
下請代金支払遅延等防止法	製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律
下請法 ※略称	取適法 ※略称
親事業者	委託事業者
下請事業者	中小受託事業者
下請代金	製造委託等代金
下請取引	受託取引

改訂の全体像：法改正に伴う条ずれの反映など

- 取適法の条ずれの反映、運用基準改正に伴う修正

規定	改正前	改正後
製造委託等代金の支払期日	2 条の 2	3 条
書面等の明示義務	3 条	4 条
委託事業者の遵守事項	4 条	5 条
遅延利息	4 条の 2	6 条
書類等の作成・保存義務	5 条	7 条
指導及び助言	新設	8 条
勧告	7 条	1 0 条
措置請求	6 条	9 条
罰則	1 0 条～ 1 2 条	1 4 条～ 1 6 条

1. 本委員会の目的と素形材産業取引ガイドラインの改訂背景

2. 改訂の全体像

3. 主要改訂ポイント

4. 今後のスケジュール

主要改訂ポイント①

はじめに 素形材産業取引ガイドラインについて

- 表中に前回のガイドラインの改訂履歴を追加
- 今般の取適法改正の内容を追加
- その他、文言修正を実施

主要改訂ポイント②

第1章 取引慣行に関わる法規について

- 法律名称・用語の改正を反映
- これまで各法令の詳細を参考としてガイドライン末尾に掲載していたが、脚注として、各法令所管省庁がインターネット上で公表している公表URLに置き換え。
- 取適法の規制内容を反映

主要改訂ポイント③

第2章 取引事例に係る主な意見～取引方法

第2章全体の共通事項

- 第2章のタイトル、構成の変更
- 第2章、冒頭の※ガイドラインに用いる用語、ガイドラインで取り上げる事例、を修正
- 第2章、冒頭に※ガイドラインで取り上げる法規について 追加
- 運用通達や他のガイドライン等、公表されているものについては、脚注にてURLを追加
- 読みにくい表現や文言を統一する修正

主要改訂ポイント④

第2章 1. 補給品の価格設定

- 法律名称・用語の改正を反映
- （１）関連法規等に、書面の交付義務の改正（第４条）を反映
- （２）目指すべき取引方法において、「型取引の適正化推進協議会 報告書」の内容を記載していたが、同報告書URLを脚注に記載し、報告書を参照するように文言を修正
- また、同報告書を踏まえれば、「型の廃棄・保管に関する定期的な協議・連絡」については、「補給期間」移行後速やかに書面等により明確化し、当事者間の共通認識を形成することが記載されているところ、（３）実務上の優良事例に年限の記載がある事例は削除。
- 読みにくい表現や文言を統一する修正

(参考) 型取引の適正化推進協議会 報告書

＜自動車関連産業分野における目安＞

1. 型の廃棄・返却

(1) 基本的考え方

型の適正な管理の推進は、長期的な時間軸における生産手段の切り替えにかかる問題であることを踏まえ、特に補給期間への移行後から最終的な生産終了に至るまでについてサプライチェーン全体で連携を密にし、一貫した取組を進めていく。

こうした取組を通じ、不要な型の廃棄・返却の促進とともに、将来にわたり、「供給責任」の適切な履行やサプライチェーン全体の持続可能性に寄与していく。

(2) 手続的目安

◇量産期間から補給期間への移行の明確化

「量産期間」「補給期間」がサプライチェーン全体で明確となるよう、セットメーカーは、量産終了にかかる連絡を遅滞なく発出する。部品メーカーは、連絡を受け取り次第、速やかに取引先に展開する。

※量産終了に類似する状況（生産量が中長期的に継続して一定程度以上減少する場合など）も含む。

※量産にかかる契約締結時に、量産予定年数・予定個数等もあらかじめ明確化しておくことが推奨される。

◇型の廃棄・保管に関する定期的な協議・連絡

「補給期間」における型の保管又はその型に対応する部品に関する費用負担等の具体的見通し、型の廃棄・返却の基準又は廃止品番の通知方法、申請方法等の諸条件について、「補給期間」移行後速やかに書面等により明確化し、当事者間の共通認識を形成する。

なお、「補給期間」移行直後において生産変動の不透明性が高く将来的な明確化が適切である場合などにおいては、補給期間中の取引先からの協議要請に対し可及的速やかに対応するとともに、遅くとも3年以内に、定期的に当事者間で協議・連絡を行う。その際には、双方とも、協議に必要な情報について当事者間で十分に開示することとし、また、部品供給の効率性を高める見地から、一括生産などの選択肢も視野に、協議する。

※型の保管に関する「期間」について当事者間で一方から協議要請があった場合には、真摯に対応を行う。ただし、その対応にあたっては、協議要請をする者において、協議対象とする型とそれに対応する部品の品番を特定するものとする。

(3) 実体的目安

量産終了から遅くとも、15年を経過した製品に係る型については、廃棄を前提に当事者間で協議を行う。

※ただし、型の保管に関する諸条件等が書面等で明示されている場合には、この限りではない。

※協議に際しては、部品・車種の特性を加味する。

※なお、セットメーカーは、取引先からの要請を基本としつつ、取引先と連携の上、能動的・積極的に対応を進める。

※木型、樹脂型等の型については、協議の際、材質の特性も十分に踏まえる。

2. 保管費用の項目

別紙に掲げる項目を目安としつつ、協議に必要な情報を当事者間で十分に開示し、量産終了後からの保管費用を含めた諸条件を適切に定めること。

＜産業機械関連産業分野における目安＞

1. 型の廃棄・返却

(1) 基本的考え方

型の適正な管理の推進は、長期的な時間軸における生産手段の切り替えにかかる問題であることを踏まえ、量産終了又は特注品の生産終了から型の廃棄・返却に至るまで、サプライチェーン全体で連携を密にし、一貫した取組を進めていく。

こうした取組を通じ、不要な型の廃棄・返却の促進とともに、将来にわたり、諸産業への安定した供給や効率的な生産体制の構築やサプライチェーン全体の持続可能性に寄与していく。

(2) 手続的目安

◇量産期間（又は特注品の生産終了）から補給期間への移行の明確化

「量産期間（又は特注品の生産終了）」・「補給期間」がサプライチェーン全体で明確となるよう、発注側は受注側に対して連絡を遅滞なく発出する。

※量産終了に類似する状況（生産量が中長期的に継続して一定程度以上減少する場合など）も含む。

※量産にかかる契約締結時に、量産予定年数・予定個数等もあらかじめ明確化しておくことが推奨される。

◇型の廃棄・保管に関する定期的な協議・連絡

「補給期間」における、型の保管に関する費用負担等の具体的見通し、型の返却・廃棄の基準、申請方法等の諸条件について、「補給期間」移行後速やかに協議の上、書面等により明確化し、当事者間の共通認識を形成する。

なお、「補給期間」移行直後において生産変動の不透明性が高く将来的な明確化が適切である場合などにおいては、補給期間中の取引先からの協議要請に対し可及的速やかに対応するとともに、遅くとも3年以内に、定期的に当事者間で協議・連絡を行う。その際には、双方とも、協議に必要な情報について当事者間で十分に開示することとし、また、部品供給の効率性を高める見地から、一括生産などの選択肢も視野に協議する。

※型の保管に関する「期間」について当事者間で一方から協議要請があった場合には、真摯に対応を行う。ただし、その対応にあたっては、協議要請をする者において、協議対象とする型とそれに対応する部品の品番を特定するものとする。

(3) 実体的目安

量産終了（又は特注品の生産終了）から遅くとも、10～15年を経過した製品に係る型については、廃棄を前提に当事者間で協議を行う。

※ただし、型の保管に関する諸条件等が書面等で明示されている場合には、この限りではない。

※木型、樹脂型等の型については、協議の際、材質の特性も十分に踏まえる。

2. 保管費用の項目

別紙に掲げる項目を目安としつつ、協議に必要な情報を当事者間で十分に開示し、量産終了後からの保管費用を含めた諸条件を適切に定めること。

＜電機・電子・情報関連産業分野における目安＞

1. 型の廃棄・返却

(1) 基本的考え方

型の適正な管理の推進は、長期的な時間軸における生産手段の切り替えにかかる問題であることを踏まえ、「情報通信機器産業における型管理適正化のための指針—正しい金型管理のあり方—」「下請法遵守マニュアル」（共に JEITA）の関連箇所内容及びこれらを踏まえた先駆的な取組を鑑みつつ、特に補給期間への移行後から最終的な生産終了に至るまでについてサプライチェーン全体で連携を密にし、一貫した取組を進めていく。

こうした取組を通じ、型の廃棄・返却の促進とともに、サプライチェーン全体の持続可能性に寄与していく。

(2) 手続的目安

◇量産期間から補給期間への移行の明確化

「量産期間」「補給期間」がサプライチェーン全体で明確となるよう、セットメーカーは、量産終了にかかる連絡を遅滞なく発出する。部品メーカーは、連絡を受け取り次第、速やかに取引先に展開する。

※量産終了に類似する状況（生産量が中長期的に継続して一定程度以上減少する場合など）も含む。

※量産にかかる契約締結時に、量産予定年数・予定個数等もあらかじめ明確化しておくことが推奨される。

※実施に当たっては指針に留意するとともに、指針等に基づき取り組まれている先駆的な事例も参考に進めるものとする。

◇型の廃棄・保管に関する定期的な協議・連絡

「補給期間」における型の保管に関する費用負担等の具体的見通し、型の廃棄・返却の基準、申請方法等の諸条件について、「補給期間」移行後速やかに書面等により明確化し、当事者間の共通認識を形成する。

なお、「補給期間」移行直後において生産変動の不透明性が高いため、将来的に明確化することが適切である場合などにおいては、期間中の取引先からの協議要請に対し可及的速やかに対応するとともに、遅くとも3年以内に定期的に当事者間で協議・連絡を行う。その際には、双方とも、協議に必要な情報について当事者間で十分に開示することとし、また、部品供給の効率性を高める見地から、一括生産などの選択肢も視野に、協議する。

※型の保管に関する「期間」について当事者間で一方から協議要請があった場合には、真摯に対応を行う。ただし、その対応にあたっては、協議要請をする者において、協議対象とする型とそれに対応する部品の品番を特定するものとする。

※実施に当たっては指針に留意するとともに、指針等に基づき取り組まれている先駆的な事例も参考に進めるものとする。

(3) 実体的目安

最終生産から3年を経過した製品に係る型については、廃棄を前提に当事者間で協議を行う。

※ただし、型の保管に関する諸条件等が書面等で明示されている場合には、この限りではない。

※木型、樹脂型等の型については、協議の際、材質の特性も十分に踏まえる。

※実施に当たっては指針に留意するとともに、指針等に基づき取り組まれている先駆的な事例も参考に進めるものとする。

2. 保管費用の項目

別紙に掲げる項目を目安としつつ、協議に必要な情報を当事者間で十分に開示し、量産終了後からの保管費用を含めた諸条件を適切に定めること。

主要改訂ポイント ⑤

第2章 2. 型等の製作・保管・廃棄・返却費用の負担

- 法律名称・用語の改正を反映
- (1) 関連法規等に、書面の交付義務の改正（第4条）を反映
- (2) 目指すべき取引方法において、「型取引の適正化推進協議会 報告書」の内容を記載していたが、同報告書URLを脚注に記載し、報告書を参照するように文言を修正
- 勧告事例の追加
- 読みにくい表現や文言を統一する修正

(参考) 型等の製作・保管・廃棄・返却に係る勧告事例

- A社の勧告事例について

A社は、自社が販売する又は製造を請け負う製品及び製品を構成する部品の製造を下請事業者
に委託しているところ、A社が下請事業者に貸与している木型、金型、治具、工具等（以下
「木型等」という。）を用いて製造する製品及びその部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、木型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益
を不当に害していた。

(参考) 型等の製作・保管・廃棄・返却に係る勧告事例

- B社（資本金5000万以下）に対する勧告について

B社は、個人又は資本金の額が1000万円以下の法人たる事業者に対し、自社が製造を請け負う自動車用部品の製造を委託している（以下この受託事業者を「下請事業者」という。）。

- B社は、下請事業者に対して自社が所有する金型及び治具（以下「金型等」という。）を貸与していたところ、当該金型等を用いて製造する自動車用部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。

主要改訂ポイント ⑥

第2章 3. 分割納品、運送費用の負担

- 法律名称・用語の改正を反映
- （１）関連法規等に、特定運送委託類型の追加（第2条第5項）を反映
- 読みにくい表現や文言を統一する修正

主要改訂ポイント ⑦

第2章 4. 原材料価格、エネルギー価格（電気・ガス等の燃料費）、労務費、運送費等のコスト増の転嫁

- 法律名称・用語の改正を反映
- （１）関連法規等に、協議を適切に行わない一方的な対価の決定の禁止の追加（第5条第2項第4号）を反映
- 読みにくい表現や文言を統一する修正

主要改訂ポイント ⑧

第2章 5. 委託事業者の予算単価・価格による一方的な契約単価・価格の要求

- 法律名称・用語の改正を反映
- （１）関連法規等に、協議を適切に行わない一方的な対価の決定の禁止の追加（第5条第2項第4号）を反映
- 読みにくい表現や文言を統一する修正

主要改訂ポイント ⑨

第2章 6. 企業努力の適正評価（技術開発成果等を反映した価格形成）

- 法律名称・用語の改正を反映
- 読みにくい表現や文言を統一する修正

主要改訂ポイント ⑩

第2章 7. 不利な契約条件の押し付け

- 法律名称・用語の改正を反映
- 読みにくい表現や文言を統一する修正

主要改訂ポイント ⑪

第2章 8. 見積時の予定単価による発注及び発注内容の変更に伴う負担

- 法律名称・用語の改正を反映
- 読みにくい表現や文言を統一する修正

主要改訂ポイント ⑫

第2章 9. 発注時の数量と納品数量の食い違い

- 法律名称・用語の改正を反映
- 読みにくい表現や文言を統一する修正

主要改訂ポイント ⑬

第2章 10. 受領拒否

- 法律名称・用語の改正を反映
- 読みにくい表現や文言を統一する修正

主要改訂ポイント ⑭

第2章 11. 代金の支払い方法

- 法律名称・用語の改正を反映
- （１）関連法規等、（２）目指すべき取引方法に、手形払の利用の禁止等（第5条第1項第2号）の改正内容を反映
- 上記の反映に伴い、手形サイト短縮の経緯等の記載内容を削除
- 読みにくい表現や文言を統一する修正

主要改訂ポイント ⑮

第2章 12. 有償支給材の早期決済及び在庫保管

- 法律名称・用語の改正を反映
- 読みにくい表現や文言を統一する修正

主要改訂ポイント ⑯

第2章 13. 図面・ノウハウの流出

- 法律名称・用語の改正を反映
- （2）目指すべき取引方法に、書面の交付義務の改正（第4条）を反映
- 読みにくい表現や文言を統一する修正

主要改訂ポイント ⑪

第2章 14. 消費税の転嫁

- 消費税転嫁対策特別措置法が、令和3年3月31日をもって失効したが、経過措置規定（同法附則第2条第2項）により、同法の失効前に行われた転嫁拒否等の行為は、同法の失効後も監視・取締り等の対象となるため、ガイドラインに掲載していた。
- 本件に関する問い合わせ件数の少なさや、すでに本ガイドラインの参考と同趣旨の内容が記載されていることから、14. 消費税の転嫁は削除し、参考に掲載する。

主要改訂ポイント ⑮

第2章 14. 書面又は電磁的方法による明示義務

- 法律名称・用語の改正を反映
- (1) 関連法規等に、書面の交付義務の改正（第4条）を反映
- 読みにくい表現や文言を統一する修正

主要改訂ポイント ⑯

第2章 15. トンネル会社を使った取適法逃れ

- 法律名称・用語の改正を反映
- 読みにくい表現や文言を統一する修正

主要改訂ポイント ②①

第3章 海外における適正取引の推進

- 読みにくい表現や文言を統一する修正

主要改訂ポイント ②①

第4章 本ガイドラインの展開

- 法律名称・用語の改正を反映
- 読みにくい表現や文言を統一する修正

主要改訂ポイント ②② 参考について

- 参考 1 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律上の留意点 → 脚注に移行
- 参考 2 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律上の留意点 → 脚注に移行
- 参考 3 消費税転嫁対策特別措置法上の留意点 → 参考 1 に移行
- 参考 4 受託中小企業振興法及び振興基準について → 脚注に移行

1. 本委員会の目的と素形材産業取引ガイドラインの改訂背景
2. 改訂の全体像
3. 主要改訂ポイント
- 4. 今後のスケジュール**

今後のスケジュール

- 2025年 10月9日（木） 臨時素形材団体交流委員会
10月20日（月） 素形材産業取引適正化委員会
 ） 約3週間
11月7日（金） 各委員からの意見の提出締め切り
11月中旬 二次改訂案を各委員へ照会
11月中（P） 素形材産業取引ガイドライン 改訂・公表
- 2026年 1月1日（木） 取適法施行